

## 調査レポート

# 今月のグラフ（2022年8月）

## 輸出、輸入の両面で利用が進む RCEP 協定

調査部 主任研究員 中田 一良

日本、中国、韓国、オーストラリア、ニュージーランド、ASEAN 加盟10か国が署名した地域的な包括的経済連携（Regional Comprehensive Economic Partnership、RCEP）協定が2022年1月に発効した。現時点では国内手続きを終えた12か国間で発効しており、未発効国はインドネシア、ミャンマー、フィリピンである。RCEP 協定が発効したことによって、日中、日韓の間で関税の引き下げが行われており、RCEP における原産地規則を満たす品目については通常よりも低い関税率が適用されるようになっている。

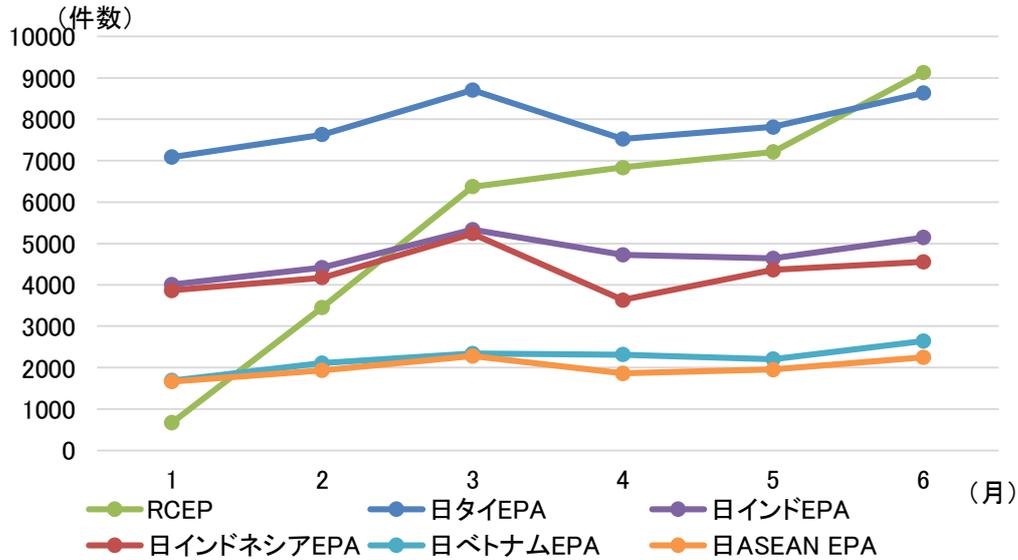
RCEP は日本の輸出においてどの程度利用されているのだろうか。RCEP を利用した輸出額は公表されていないものの、利用状況を見るうえで参考になるものとして、輸入先で関税減免のメリットを享受するために必要となる、輸出国の第三者（日本商工会議所）による原産地証明書の発給件数がある（図表1）。第三者による原産地証明書は日本が締結したすべての経済連携協定（Economic Partnership Agreement、EPA）で必要というわけではないが、図表1によると、RCEP の発給件数は発効後、急速に増加し、第三者による原産地証明書が必要な EPA の中では、6月には日タイ EPA を抜いて最も多くなっている。

EPA が発効すると、その EPA を利用する輸出企業が増加するため、発効直後には発給件数が増加しやすい。また、RCEP は、日タイ EPA のように一国と締結している EPA と比較すると輸出可能な相手国数が多いという事情があるものの、日本の輸出において RCEP が積極的に利用されていることが窺える。

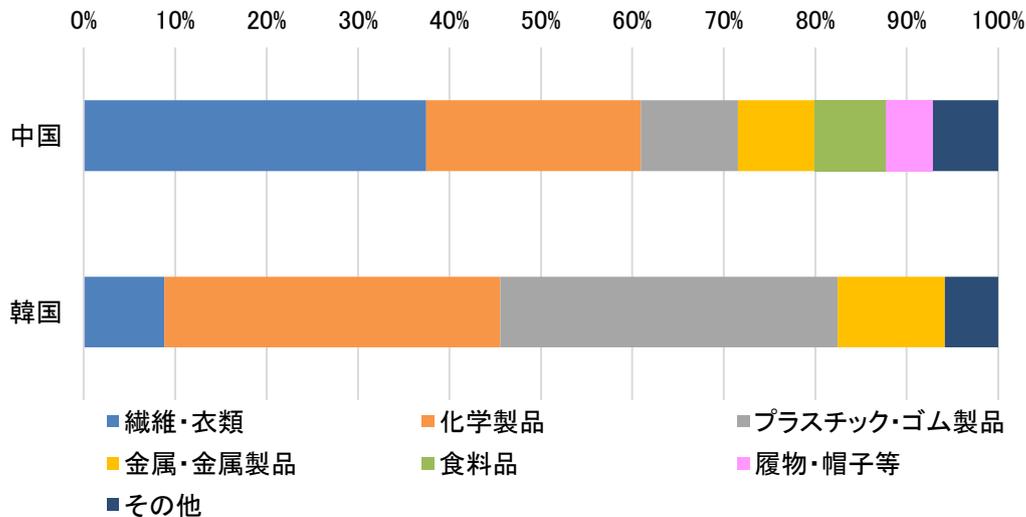
次に日本の輸入についてみてみよう。RCEP を利用した輸入額（2022年1月から4月までの合計）について輸出元の原産国の構成比をみると、中国が約90%、韓国が約8%となっており、これら2か国で大部分を占める。中国の構成比が非常に高いのは、中国からの輸入額そのものが他の国よりも大きいことに加えて、中国、韓国以外の RCEP 発効国については RCEP 発効前に他の EPA が締結されており、それらを利用して輸入されているためであると考えられる。

RCEP を利用した輸入額が大きい中国、韓国からの輸入について、品目構成比をみたのが図表2である。中国からの輸入では、繊維・衣類の割合が高く、次いで化学製品の割合が高い。韓国からの輸入ではプラスチック・ゴム製品、化学製品の割合が高いという特徴がある。日本は発効時に関税を引き下げた後、2022年4月に2度目の引き下げを行っており、たとえば中国から輸入する衣類については、通常に関税率は10.9%であるが、RCEP で適用される関税率は9.5%となっているものがある。こうした関税引き下げを背景に、有税品目の輸入において RCEP が利用されていると考えられる。

輸入にあたり、RCEP をはじめとする EPA を利用することは、そのための手続きを必要とするものの、さまざまな調達コストが増加する中、規模は大きくないものの、コスト削減につながる。中国や韓国から輸入を行っている事業者は少なくないと考えられ、より多くの事業者が RCEP を利用することが期待される。

**図表 1 日本の原産地証明書の発給件数（2022年）**


(注) 日本商工会議所が発給する第一種特定原産地証明書の件数が多いEPAをとりあげている  
 (出所) 経済産業省ホームページより作成

**図表 2 RCEP を利用した中国、韓国からの輸入の品目構成比**


(注) RCEPにおいて中国、韓国を原産国として2022年1月から4月までに輸入されたものを集計  
 (出所) 財務省「貿易統計」より作成

— ご利用に際して —

- 本資料は、信頼できると思われる各種データに基づいて作成されていますが、当社はその正確性、完全性を保証するものではありません。
- また、本資料は、執筆者の見解に基づき作成されたものであり、当社の統一した見解を示すものではありません。
- 本資料に基づくお客様の決定、行為、及びその結果について、当社は一切の責任を負いません。ご利用にあたっては、お客様ご自身でご判断くださいますようお願い申し上げます。
- 本資料は、著作物であり、著作権法に基づき保護されています。著作権法の定めに従い、引用する際は、必ず出所：三菱UFJリサーチ&コンサルティングと明記してください。
- 本資料の全文または一部を転載・複製する際は著作権者の許諾が必要ですので、当社までご連絡ください。